

## 障害者生活支援センターきよく 事業報告

障害者生活支援センターきよく（特定相談支援・障害児相談支援）は、法人の基本理念の下、以下の事業を運営しました。

### 1 事業内容

#### (1) 基本相談

- ・利用者、家族の意向を聞き取り、希望する福祉サービスを利用できるように努めました。

#### (2) アセスメントの実施

- ・利用者の身体状況、心理状況、取り巻く環境、生活歴など客観的な情報を整理し、ニーズを抽出しました。

#### (3) サービス等利用計画の作成

- ・アセスメントの結果に基づき、適切な障害福祉サービスの組み合わせについて検討し、サービス等利用計画書を作成しました。将来を見据え、共同生活援助（グループホーム）、短期入所の利用を希望する人が多くいました。

#### (4) 利用者、家族への説明と同意

- ・サービス等利用計画書とモニタリング作成後、本人または家族に説明し、同意を得ました。

#### (5) モニタリングの実施

- ・サービスが適切に提供されているか、ニーズは充足されているか、支援方針の変更はないか等を見直しました。

#### (6) サービス担当者会議の実施

- ・複数の事業所の職員が集まり、サービス内容や支援方針に関する意見交換、情報共有を行いました。

### 2 実施件数

#### (1) 指定特定相談支援（成人）

サービス利用計画	61 件
モニタリング	176 件

#### (2) 指定障害児相談支援（児童）

サービス利用計画	0 件
モニタリング	0 件

#### \* サービス等利用計画について

- ・サービス等利用計画とは、サービス提供（支給決定）の根拠となる総合的な計画です。相談支援専門員が、利用者・家族の意向を聞き取り、解決すべき課題やニーズを踏まえ、適切なサービスの組み合わせ（どの種類の福祉サービスを、どのくらいの量利用するか）を検討し、作成する計画書です。
- ・法改正により、障害福祉サービス、障害児通所支援を利用する全ての利用者を対象にサービス等利用計画を作成することが義務付けられました。